

令和3年4月1日以後開始事業年度分

※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	法人番号	令和 令和	年 年	月 月	日から 日まで

第六号様式別表五の二（提出用）

## 付加価値額及び資本金等の額の計算書（法第72条の2第1項第1号第3号に掲げる事業）

### 1. 付加価値額及び資本金等の額の計算

付 加 価 値 額 の 計 算				資 本 金 等 の 額 の 計 算			
収益配分額の計算	報酬給与額 別表5の2の2③又は別表5の3⑫	①	兆 十億 百万 千 円	資本金等の額 下表2⑫若しくは下表3⑬又は別表5の2の3⑭、 別表5の2の3⑮若しくは別表5の2の3⑯	⑫	兆 十億 百万 千 円	
	純支払利子 別表5の2の2③④又は別表5の4③	②		当該事業年度の月数	⑬		月
	純支払賃借料 別表5の2の2⑤⑥又は別表5の5③	③		$\frac{⑫ \times ⑬}{12}$	⑭	兆 十億 百万 千 円	
	収益配分額 ①+②+③	④		控除額計 別表5の2の3⑬、別表5の2の3⑯若しくは 別表5の2の3⑮又は別表5の2の4⑩	⑮		
	単年度損益 第6号様式⑦又は別表5⑭	⑤		差引 ⑭-⑮	⑯		
付加価値額 ④+⑤	⑥		⑯のうち1,000億円以下の金額	⑰			
収益配分額のうち報酬給与額の占める割合 ①/④	⑦		%	$\frac{⑰ \text{のうち} 1,000 \text{億円を超え} 5,000 \text{億円以下の金額}}{⑰} \times \frac{50}{100}$	⑱		
雇用の 額 安 定 計 控 算	$\frac{④ \times 70}{100}$ 雇用安定控除額 ①-⑧	⑧	兆 十億 百万 千 円	$\frac{⑰ \text{のうち} 5,000 \text{億円を超え} 1 \text{兆円以下の金額}}{⑰} \times \frac{25}{100}$	⑲		
雇用者給与等支給増加額 別表5の6③④又は別表5の6の2⑲	⑩		仮計 ⑰+⑱+⑲	⑳			
課税標準となる付加価値額 ⑥-⑨-⑩	⑪		国内における所得等課税事業に係る 期末の従業員数	㉑		人	
			国内における取入金額等課税事業に係る 期末の従業員数	㉒			
			計 ⑳+㉑	㉓			
			課税標準となる資本金等の額 ㉑又は㉑×㉒/㉓若しくは㉑×㉒/㉓	㉔	兆 十億 百万 千 円		

### 2. 資本金等の額の明細

区 分	期首現在の金額 ㉕	当期中の減少額 ㉖	当期中の増加額 ㉗	差引期末現在の金額 ㉘ (㉕-㉖+㉗)
資 本 金 の 額 又 は 出 資 金 の 額	1	兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円
資本金の額及び資本準備金 の 額 の 合 算 額	2			
法人税の資本金等の額又は 連 結 個 別 資 本 金 等 の 額	3			
期 中 に 金 額 の 増 減 が あ っ た 場 合 の 理 由 等				